

役員報酬、法人税優遇広く

ROE連動も対象

政府検討

政府は企業の役員報酬への税制優遇を広げる検討に入った。法人税の負担を軽くできるのは固定給などに限られているが、自己資本利益率(ROE)など利益以外に連動した報酬も対象とする方向。業績に連動する報酬の選択肢を広げ、利益や資本効率の向上を後押しする。日本企業が企業統治(コーポレートガバナンス)を強化する流れに合わせた税制への転換を進める狙いだ。

損金算入できる役員報酬の検討案

	現 行	今 後
業 績 連 動	指標は利益のみ	自己資本利益率(ROE)や総資産利益率(ROA)も指標に
算 定 方 式	すべての役員が一律	職務に応じた個別算定も可能に
株 式 報 酬	算入しにくい	算入しやすく
ボ ー ナ ス	期中の変更は不可	期中の変更も可能に

効率経営後押し

経済界の要望を受け、政府は一定の条件がある経済産業省が月末にまとめる2016年度税制改正要望に盛り込む。与党の議論も経て年末に結論を出し、16年度にも法人税法を改正する。3月期決算企業は17年3月期の役員報酬から優遇の範囲が広がる可能性がある。企業が従業員に支払う給与は全額が税務上の費用(損金)となり、法人税の負担が軽くなる。損金算入(3面き)のこの仕組みは、役員報酬についても、課税所得が目減りし、そのぶん支払う法人税が減る。

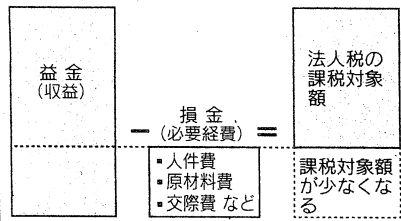
経済界の要望を受け、政府は一定の条件がある。①毎月同額の月給②期初にあらかじめ決める報酬③利益に連動する報酬④のいずれかを満たさなければ損金として認められない。政府が優遇措置を広げる対象となる役員は業務執行を担う取締役、社長外取締役や監査役、執行役員などは含まれない。役員報酬のうち損金とみなされる範囲が広がれば、課税所得が目減りし、そのぶん支払う法人税が減る。

現在はROEや総資産利益率(ROA)に連動する報酬は損金算入の対象外だ。近年は日本企業でも短期の利益よりも中長期の資本効率が重視され、ROEやROAがより重要な経営指標になっている。安倍晋三政権もROEなどを重視する経営への転換を後押ししている。

こうした指標に連動する報酬を取り入れる企業は大企業を中心に増えているが、税制優遇の対象からは外れたままだ。役員報酬をROEやROAに応じて変動させているコマツは「役員報酬のうち業績連動部分は損金算入していない」という。多くの企業が税負担を覚悟のうえでROEなどに連動する報酬を組み入れているのが実情だ。現行制度では全役員報酬を同じ算定式で決めないと損金算入できない点についても経済界の不満が強い。政府は各役員別の職務に合わせて報酬を決めた場合でも損金算入を認めることを検討する。日本は米国などと比べて役員報酬に占める固定の月給やボーナスの割合が大きく、業績連動部分が少なくとされる。ROEに連動する報酬などが損金になれば、業績連動型の報酬を採用する企業が増える可能性がある。もっとも役員報酬の損金算入には一定の歯止めが必要になりそうだ。恣意的に役員報酬を高額に設定し、それがすべて損金算入されれば節税策になりかねない。

損金算入

法人税の課税対象額は益金から損金を差し引いて求める



税負担軽減 景気を下支え

企業が事業をするうえで必要経費とみなして税法上の費用とすること。企業が納める法人税は収益にあたる益金から損金を差し引いた金額に税率をかけて計算する。損金が増えれば課税対象額が少なくなるため、企業の税負担は軽くなる。損金にあたるものとしては、例えば原材料費や人件費がある。

▽: 税負担が軽くなる点に注目し、反対に、損金として認めない場合を損金不算入という。損金として認められないと経費として支出した分も課税対象となるため、企業の税負担は重くなる。厳しい国の財政事情を踏まえ、政府は損金算入を小さくして税収の確保を図ることもある。例えば、過去に計上した税務上の赤字を次年度以降に繰り越す繰越欠損金制度の縮小だ。控除の上限を黒字の80%までとした大企業向けの制限を15年度に65%、17年度に50%に減らす方針だ。

きょうのROE